

日本学生支援機構奨学金

令和3年1月7日からの大雪による災害に係る災害救助法
適用地域世帯の学生に対する給付奨学金（家計急変採用）、
緊急・応急（第一種・第二種）奨学金の募集ならびに
返還不要の支援金給付について

記

標記の災害（適用地域は以下を参照）で罹災し、家計が急変（支出が著しく増大もしくは収入が減少）した世帯の学生に対して、日本学生支援機構奨学金の給付奨学金（家計急変採用）および第一種・第二種奨学金（緊急・応急採用）の募集がありました。

またあわせて、本災害により、本人および保証人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた学生を対象に、JASSO 支援金（10万円（返還不要））の募集がありました。

希望学生は、奨学課までメールにてご相談ください(syogakukin@list.waseda.jp)。

- * 高等学院・本庄高等学院・芸術学校の学生は所属校の事務所にお申し出ください。
- * 緊急・応急（第一種・第二種）奨学金は、災害後1年以内であれば、申請が可能です。
- * 以下の学生は上記奨学金及び支援金の対象となりません。
 - ・ 学年延長生または標準修業年限内で卒業できない学生
 - ・ 科目等履修生
 - ・ 罹災者が本人または保証人ではない場合（親族は不可）

【災害救助法の適用地域】

2021年1月11日現在

都道府県	市町村
秋田県	横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、仙北郡美郷町、雄勝郡羽後町、雄勝郡東成瀬村
新潟県	長岡市、十日町市、糸魚川市、妙高市、上越市、柏崎市
福井県	福井市、あわら市、坂井市、大野市、勝山市
富山県	砺波市、小矢部市、南砺市、氷見市

以上

2021年1月18日
学生部奨学課